

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	香川県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県教育委員会は、香川県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立学校)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県教育委員会

公表日

令和3年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	香川県奨学のための給付金の支給に関する事務(国公立学校)
②事務の概要	<p>香川県教育委員会では、香川県奨学のための給付金支給要綱(以下、「給付金支給要綱」という。)に基づき、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等に7月1日現在在籍する生徒の保護者等(香川県在住)であって、生活保護(生業扶助)受給世帯又は市町村民税所得割非課税世帯の保護者に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担の軽減を図るため、奨学のための給付金を支給する。</p> <p>当委員会では、香川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 給付金支給要綱第7条に規定する奨学のための給付金受給申請の審査に関する事務</p>
③システムの名称	県立学校授業料等管理システム、高等学校等就学支援金事務処理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学のための給付金支給事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・香川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例 第4条(個人番号の利用等)第1項 別表1の5及び8の項 第4条(個人番号の利用等)第2項 別表2の5及び6の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第15号 ・香川県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例 第5条(特定個人情報の提供) 別表3の6及び7の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	香川県教育委員会事務局高校教育課
②所属長の役職名	高校教育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県教育委員会事務局高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3748 FAX087-806-0232
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県教育委員会事務局高校教育課 〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL087-832-3748 FAX087-806-0232

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

